

## 過労死等防止対策推進シンポジウム議事概要

### 1 日時

平成 26 年 11 月 14 日（金） 13:30 ～ 15:30 （開場 13:00）

### 2 場所

厚生労働省講堂

（東京都千代田区霞が関 1－2－2 中央合同庁舎 5 号館低層棟 2 階）

### 3 登壇者

来賓：馳浩衆議院議員、泉健太衆議院議員、古屋範子衆議院議員、大西健介衆議院議員、杉田水脈衆議院議員、高橋千鶴子衆議院議員、山井和則衆議院議員

厚生労働省：塩崎恭久厚生労働大臣、岡崎淳一労働基準局長、大西康之審議官、土屋喜久安全衛生部長

### 4 来場者数

395人

内訳：一般 203人、

全国過労死を考える家族の会・全国過労死弁護団連絡会議関係者 137人  
報道関係者 42人、国会議員 9人、他省庁 4人

### 5 議事録

#### （1）開会挨拶：塩崎恭久厚生労働大臣

御紹介をいただきました塩崎恭久でございます。厚生労働大臣として一言御挨拶を申し上げたいと思います。過労死等防止対策推進シンポジウムの開催にあたりまして御挨拶をいたしたいと思います。

本年の6月、先の通常国会におきまして、過労死等防止対策推進法が成立をし、本年11月1日から施行となったところでございます。

この法律の制定に当たりましては、全国過労死を考える家族の会そして過労死弁護団全国連絡会議の皆様方が中心となって設立されました「過労死防止法制定実行委員会」に大きな御尽力を賜ったところでございます。その活動が超党派議員連盟の発足につながったと承知をいたしておりまして、今日は超党派の先生方にも大勢おいでをいただきまして、ありがとうございます。私もこの議員連盟の一員として末席を汚させていただきながら、過労死等防止対策推進法の制定に向けて応援をしてきた者の1人でございます。

この法律は、近年、我が国における過労死等が大きな社会問題となっていること、また、過労死等は、本人はもとより、その御家族のみならず社会にとっても大きな損失であることから、過労死等の防止のための対策を推進し、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることができる社会の実現を目指しています。「日本再興戦略」改訂2014においても、働き過ぎ防止の為の取組強化が盛り込まれている中、私自身、厚生労働行政を預かる者として、働くことによって生命を失ったり、心身の健康を損なったりする事態の防止は、強い使命感を持って取り組むべき重要な課題であると考えておるところでございます。

こうした中、我が国の深刻な長時間労働問題に省を挙げて取り組むために、省内に私を本部長といたします「長時間労働削減推進本部」を設置いたしまして、過重労働の撲滅に向けた取組や、働き方の見直しに向けた企業への働きかけの強化を進めているところでございます。

過労死等防止対策推進法において、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めおるところでございます。この月間の取組として、「過重労働解消キャンペーン」を実施しているところであり、本日のシンポジウムもこの啓発月間における取組の一環として開催するものでございます。本日ここに御参加いただいた皆様方はもとより、国民の皆様お一人おひとりにとって、過労死等を防止することの重要性についてお考えいただき、関心と理解を深めていただく機会となりますことを願っているところでございます。

最後になりますけれども、本日のシンポジウムが有意義なものとなるとともに、御出席の皆様方の御健勝をお祈りをいたしまして、御挨拶とさせていただきますと思います。ありがとうございました。



(2) 来賓御挨拶：過労死防止基本法制定を目指す超党派議員連盟

世話人代表 自由民主党衆議院議員 馳 浩

皆さんこんにちは。代表してということではありませんが、私から改めて仲間の国会議員を紹介させていただきます。民主党の泉健太さん、公明党の古屋範子さん、次世代の党の杉田水脈さん、共産党の高橋千鶴子さん、そして国会で色々な意味で大活躍をして、この問題について本当に長らく共に議論を詰めてきました民主党の山井和則さんです。

代表ということでもありますから改めて皆さんにお伝えしたいと思います。昨年来、団体の皆さんから要望をいただいて、国会議員一同が認識をひとつにいたしました。では具体的にどういう取組を、厚生労働省の方からもしていただかなくてはいけないし、事業主、自治体、経営者の皆さん方や家族の皆さんも含めて、そして最後には国民の自覚を促すという、国民お一人おひとりの自覚を促すという文言まで入れさせていただくようになりました。

どんな立場にあらうともあつてはならない過労死、実は私昨年オリンピック招致で世界中を回っておりました時に、ILOの職員から非常に辛い言葉をいただきました。「馳さん、カラオケと並んで過労死はもう国際用語ですよ。」と。「私もILOで働いていて非常に恥ずかしい思いをしております。日本人の真面目さや勤勉さが、どこかで歪んで労働者があるいは一人ひとりを死に追いやってしまうというのは異常ではありませんか。何のために働くんですか、何のために働かせるんですか。改めてそのことを国連機関からは法的整備をもって対応するようにという勧告も出ておりましたが、是非日本の国会議員の皆さんもお考えください。」という、こういう辛いメッセージをいただいてですね、改めて国内へ戻りまして、仲間の皆さんとともに議論を深めた上で、去年は野党の皆さんから基本法という形でお出しいただきましたが、最終的には超党派で過労死等防止対策推進法と、こういう形で成立をさせていただきました。

家族会の皆さん、弁護士の皆さん、有識者の皆さん、自治体の皆さんや連合の皆さんや経団連の皆さん、本当に多くの皆さんとの議論を深める中で、改めて私達は実感を感じました。絶対にこんなことは二度と起こってはならないし、させてはならない。従って法律では初めてです、防止月間としてあるのは。大体、動物愛護週間とか、週間という形がありますのが、この問題の重要性を踏まえて月間という形でさせていただきました。

これ以上申し上げることはありませんが、本当に我々一同ですね、党派を超えて、二度とこのようなことを起こしてはならないという自覚のもとに立法を担当させていただきました。今日お集まりの皆さんにもそれぞれの持場にお帰りいただいて、この法律の理念を進めていただけますように、そして厚生労働省に申し上げたいのは、今後必ず実態調査を白書に出していただくことになりますから、法律にも見直し規定を入れてございますので、十分な調査、分析、検証、その上での必要な措置をとっていただくようお願いを申し上げまして、拙いご挨拶ではあ

りますが、議連を代表してのご挨拶とさせていただきます。皆さん今後共宜しく  
お願いいたします。ありがとうございました。



(3) 基調講演：過労死弁護団全国連絡会議幹事長 川人 博 弁護士

ご紹介いただきました、川人と申します。これから約30分間程度、「過労死の  
歴史と現在」とのテーマでお話をしたいと思います。

正面の画面をご覧ください。この写真はいつの時代の頃だと思われますか。立  
て札にはこのように書かれています。「ちょっとお待ち、思案に余らば、母の家」  
この写真は1926年頃、大正末期、昭和初期のものであります。背景は長野県の諏  
訪湖です。この諏訪湖の周辺には当時多くの製糸工場がありました。その製糸工  
場では多くの女性の労働者が過酷な労働環境のもとで働きました。そしてその中  
で大変多くの人々が、病気で倒れ、命まで落とすことがありました。この湖に投  
身自殺をする人が後を絶ちませんでした。この立て札はその投身自殺を防止しよ  
うということで立てられたものです。この母の家という団体は高浜竹世さんなど  
が作り、市川房枝さん等も支援をして作っていたボランティア団体です。このよ  
うに湖畔に立て札を立てて女性工員の皆さんの救済にあたっていました。1926年  
前後のことです。

1960年代のNHKのドキュメンタリーを少しご覧ください。

当時の女性工員の1日の労働時間は約14時間から15時間に及んでおりました。  
その結果、肺の病気で亡くなったり、さらに極度の過労やストレスから自殺に至

る人々が後を絶ちませんでした。日本の製糸業の歴史は女性労働者の過労死の歴史でもあると私は考えています。諏訪湖に繋がっている天竜川の麓にある製糸工場の水車には、亡くなったご遺体が載せられていた、このような報道もあります。大正時代に福田徳三博士が「湖に飛び込む工女の亡骸で諏訪湖が浅くなった。」このような発言を行い、大きな社会問題になりました。大阪医専、現在の大阪大学医学部に当たる大阪医専では、公衆衛生学の福原教授が「社会衛生の擁護ということを絶叫したい。」と、このように1919年の段階で述べています。労働時間があまりにも長い、休養が不足している、このことが大変働く人たちの健康に大きな影響を与えていると、このように指摘をしていました。私は科学技術の発達は人類の向上にとって大切なことだと思います。しかしながら率直に言ってこのところの世界遺産ブームというものは日本の歴史の別の側面を忘れているのではないだろうか、そのように感じております。

戦後、新しい憲法のもとで労働基準法が制定され、1日8時間労働の原則が打ち立てられました。しかしながらその後の戦後経済成長のもとで日本の場合にはその経営システムの中に長時間労働が組み込まれるようになりました。いわゆるサービス残業による長時間労働、また労使協定、いわゆる36協定による長時間の労働、更に有給休暇の取得の少なさ、こういった形で日本の長時間労働が続くことになりました。1980年代の後半には働く人々の脳・心臓疾患の突然死が頻発するようになりました。こうした社会情勢のもとで1988年、過労死110番、市民向けの相談活動が始まりました。当時の多くの全国の弁護士あるいは医師の有志の方々、医師の上畑先生や岡村弁護士、更に医師の田尻先生や松丸弁護士など、全国の弁護士、医師など専門家が中心になって、この過労死110番がスタートしました。

そういう状況の中で、90年代の前半に入りますと、バブル経済が崩壊し日本は長期に渡る不況となりました。この結果、生き残りをキーワードにして、長時間労働による過労、雇用不安によるストレス、これらが職場に広がり、精神疾患、自殺が激増することになりました。これは1990年代以降自殺が激増する中で富士の樹海に立てられている自殺予防のための立て札であります。また福井県の東尋坊にも「思い出せ、家族の顔や友の顔」このような立て札が立てられています。

冒頭に紹介いたしました大正末期の時代の立て札と同じような自殺防止の立て札が、この21世紀の現代日本においても立てられ、ボランティアの活動が続いている、こういった状況は実に残念なことである。多くのボランティアの方々の活動によって死亡を防止する取組が進められていますが、今回の過労死防止法の制定によってこういった事態を1日でも早く改善する必要があると、私はこの立て札を見て強く実感する次第でございます。

富士の樹海での過労自殺について、具体的な例を述べておきます。2003年の12月に行方不明になり、約1年半後に山梨県の青木ヶ原の樹海でご遺体で見つかった千葉県男性がいます。彼の死についてこれは労災だと考えたご遺族が三田の労働基準監督署に申し出て、請求をして、その結果2007年に労災と判断されました。彼は失踪する直前に仕事上のトラブルに巻き込まれ、深夜勤務を繰り返し、徹夜勤務の後に突然失踪し、その後、随分の歳月を経てご遺体となって発見されました。痛ましい事件です。労働基準監督署は失踪前に彼の体重の著しい減少などの事実から精神疾患に罹患した末に亡くなったと、このように判断をし、労災認定をしました。

最近10年間の厚生労働省の統計によれば、脳・心臓疾患、精神障害、自殺の労災認定件数は1年間に420件から810件であります。このうち死亡の事案は年間約200件であります。年間200件ということは10年間で約2000件にも及ぶということです。更に言えばこの労災保険という場面における労災認定ケースというのは過労死全体の氷山の一角であると考えています。例えばの例を説明しますと、警察庁が調査統計を進めている内容によれば、勤務問題が原因動機の自殺は1年間に2000件を超えています。最近の統計によれば2013年には2323件、他方労災の認定件数は約60件前後であります。即ち労災保険で適用されている数は先ほどの警察庁の統計に基づく、内閣府の件数のうちの約3%に過ぎません。これは圧倒的多数のご遺族が様々な事情から労災の申請の手続きを行っていない、このことが原因・背景にあると考えます。特に若者の過労死が深刻になっています。これは是非この後のご家族の発言をお聞きください。

また、働く女性の健康破壊、過労死が、深刻になっています。私はこの数年間に多くの20代の女性の過労死の事件の相談を受けました。そして毎年少なくとも1件、私が担当しているだけでも労働基準監督署が労災として判断をしている。恐らく全国的に見れば女性の過労死も随分深刻な状況になっている、そう言って間違いないと思います。女性が職場で働き、男女共同参画の推進が謳われている現在であります、このような女性労働者が男性と同じように過重な労働に巻き込まれ、健康を損ない、うつ病で長期療養になり、更に過労死で亡くなる、こういったことは絶対にあってはならないことだと考えます。

更に、他の病気についても、過労死と思われる死亡があります。例えば喘息の重篤発作で死亡する方、少なくありませんが、この中には過重な労働あるいは仕事上の様々なストレスによって発作を起こし亡くなっている方がいます。こうした他の疾病の様々な犠牲者についても今後、今回の法律に基づき、十分な調査をし、改善の方向を打ち出していく必要があると考えております。

今年の6月20日に過労死防止法が国会で成立しました。満場一致。反対ゼロであります。この法律には過労死を防止する対策を推進することは国の責務であると、このようにはっきりと明記されました。

私はこの法律の中で強調されている国民全体に対する啓発教育活動について重要であると考えております。唱歌の歌詞について話したいと思いますが、この森の水車という曲は戦前戦中に作られた唱歌であります。戦後も長く歌われてきました。この歌詞は雨の降る日も風の夜も森の水車は休みなく働いている、と、だから人間も仕事に励みましょうと訴えているように聞こえます。もちろん仕事は大切なことでありますが、雨の降る日も夜の日も働き続けることが大事だと、そういう曲が戦争中のみならず戦後も長く歌い継がれているというのは、どこか私達考え直す必要があるのではと思う次第でございます。

あるコマーシャルについて話したいと思います。比較的最近のことですが、風邪薬の宣伝において、喉の痛みや熱があっても仕事を休めない、そのように決めつけているCMがありました。仕事が休めないんだから薬を飲んではいかがですか、そういう趣旨のコマーシャルだと受け止めました。しかしながら本来、言うまでもないことですが、のどの痛みや熱があれば医師のもとに診察を受けに行き、休養を取り、そしてその症状の改善に務める、そういうものと合わせて薬を飲む。これが本来の姿だろうと思います。しかしながら日本においてはこのようなコマーシャルがある意味で受け入れられる要素がある、そのように思います。即ち先程の歌詞もそうですが、こういうコマーシャルも含めて、日本の中には働き過ぎや健康を二の次にして仕事をするということについて、それを助長するような文化的な風土が、率直に言って残っている、存在していると思います。ですからこの防止法の理念に基づいて、健康が第一である、そのような思想、価値観というもの社会に定着していくということが、大変重要である、この基礎がしっかりしていないと過労死をなくしていくことはできないと、このように申し上げたいと思います。

教育活動も大変重要な点であります。これは大学を経由した求人票であります。これを見ますと例えば残業のところは月平均15時間と求人票に書かれています。これは高校経由の求人票です。これを見ますと残業は月20時間位とされております。こうしたハローワークからの求人票で学校を経由して就職先を決めたところ、実際には求人票の月15時間、20時間の残業とは全く異なり、月100時間を超える過重な労働に従事し、その末に過労とストレスから亡くなっていった青年がいます。前者の大学経由の事件も、後者の高校経由の事件も、いずれも裁判所あるいは労働基準監督署で労災と認定されています。私は実はこの後者の高校経由の事件で先日ご遺族と一緒に高校に出向きました。高校の関係者と、副校長さんとお会いしました。そしてこの高校の卒業生で過労死で亡くなった人がいる、最近労働基準監督署が労災として認定したと、こういったことをなくすためにこの高校

においても是非生徒たちに過労死の深刻さ、これらの予防策について教える機会を作って欲しいと、このように申し入れをしました。恐らく来年の早い時期にはそういった講義の場が実現できると思っています。全国的にこうした高校や大学での取組が大変重要になっていると、そのように考えます。

健康経営についてお話しします。今日は企業の人事部の方もいらっしゃっているとお聞きしておりますが、いわゆるCSR、企業の社会的責任の重要な要素として、今、従業員の健康の確保・増進が、テーマとなっています。健康な職場なくして健全な経営は成立しないと。失われた20年という言葉が残念ながら使われていますが、この20年間、日本の職場では多くの人達がよく働き、過重な労働に従事してやってきたと思います。しかしながら、その結果、日本の経済が果たして成長発展したのか、甚だ疑問であります。過労やストレスでうつ病などの患者がたくさん増えました。会社の中では療養中、休職中の人がたくさんいます。ついには命を失う人も後を絶ちません。このような非健康的な職場、これらが続く中では、日本経済の活性化はありえないと私は考えます。その意味では過労死防止法というのは働く人々の命と健康を守る、働く人々の人権を守る問題であると同時に、健康的な職場を作り、日本経済を本当の意味で健全化していく鍵となる法律だと私は理解しています。

公務員の問題について一言述べたいと思います。ローマ帝国の有名な哲学者でセネカという人がいましたが、彼は、「心は休養によって前よりも一層鋭さを増すであろう。」という言い方をしながら、休息をしないといい仕事はできないということを繰り返し指摘しています。そしてその一例として、ローマ帝国時代の十の刻、これは現代に直しますと大体午後4時から5時にあたりますが、この十の刻以後には新しい提案報告というのは元老院で行われることが禁じられていた。日本では深夜国会がよく問題になります。その結果議員の方もそうですけど、公務員の方々の健康問題も特に国会開催期間中は深刻な問題になっていると聞きます。私も公務員の方の過労死の相談もこれまでたくさん受けてきました。是非国会は日中の充実した審議を求めたいと私は思うのであります。充実した審議を日中に行う、そして公務員全体がより健康的な環境のもとで仕事をできるような、そういう社会が必要だと思っております。

労働時間の規制は、過労死を守るためには必要です。安易に労働時間の規制を緩和するということは、過労死を促進することになる、そのような危険性を持っていると考えております。この点に関して、近年、勤務時間インターバル規制の問題がテーマになっています。これはEUで既に導入されている制度ですが、24時間につき最低11時間の休息時間を義務化するものであります。例えば夜11時まで残業した場合には翌日は朝の10時まで仕事が無効されると、始業時刻が朝の8時であろうと9時であろうと10時に出勤すればいいと、そういうルールであります。

日本の過労死をなくし、健康を確保していく上では、我が国において緊急にこうした制度を導入することを検討すべきであると思っております。

最後に、遺された者、過労死で亡くなった人に対して遺された者が何をなすべきかについて私の思いを述べたいと思います。これはビルマの豎琴という映画の1シーンであります。

このシーンは主人公が日本兵の亡骸を外国人の方々が埋葬してくれているシーンを目撃し、大変ショックを受けた、衝撃を受けたシーンであります。そして日本人である自分がビルマに残って日本兵の亡骸を丁寧に埋葬していきたい、そういったことを決意するシーンでもあります。この作品で作者の竹山道雄さんは恐らく戦争でなくなった人々に対する深い哀悼の心なくして平和で新しい社会を作ることはできないと、そのように訴えているのではないのでしょうか。

この問題を職場の過労死に置き換えた時に、職場で亡くなった人や療養中の患者さんが生まれた場合、そうした死亡原因をきちっと原因究明する、そういったことを真摯に行わないで言葉だけメンタルヘルスを唱えるようなことでは、職場の改善にはつながらない、そのように私は思います。過労死においては故人を追悼し、その死亡原因を丁寧に調査して、その教訓を学ぶことがいわば故人の死を悼み、社会的な埋葬を行うことであると、そのように私は考えています。

これからご家族の方々の発言があります。どうぞ参加者の皆さん、お話をお聞きいただきたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

【配布資料は、末尾添付の別紙のとおり】



### (3) 体験談：全国過労死を考える家族の会

#### ① 代表挨拶：寺西笑子

本日は家族の会に貴重なお時間を頂戴いたしまして心から感謝申し上げます。

私達はある日突然に過労死、過労自死で愛する家族の命を奪われました。かけがえのない大切な家族を失った悲しみを乗り越え、励まし合って支え合う、家族の会を創ろうと声を上げたことから、1991年に「全国過労死を考える家族の会」が結成され、過労死のない社会の実現を目指して活動しております。こうした過労死の実態は四半世紀続いており、今や若者の職場に広がり、過労死は増え続けています。真面目で責任感が強い、優秀な人が長時間過重労働に陥り、過労死することはあってはなりません。

本日は過労死家族の会のご遺族8人から体験談を伺います。

過労死が起こらないようにするにはどうすればいいのか、皆様にお考えいただきたいと思います。

#### ② 体験談：寺西笑子

私の夫は1996年2月15日、投身自殺しました。49歳でした。京都市内に7店舗の飲食店を経営する会社に調理師として17年、店長として3年働いてきました。20年間朝から夜遅くまで働きどおしだった夫は、「飲食店は忙しいのが当たり前、この忙しさが腕を育ててくれる。」と、愚痴をこぼさず、しんどさをやり甲斐にかえて、会社の言うとおりの無理難題にこたえて実績を積み上げてきました。店長へ昇格した1992年はバブル経済崩壊後による平成不況の煽りを受け、業績が落ち込みました。世の中不況一色の中、業界の生き残りをかけ、会社から達成困難な右肩上がりのノルマを課せられました。サポート体制がない中、人件費削減の穴埋めをし、これまでになかった他店の仕入れ管理や宴会の営業セールスまで命じられました。それを聞いた時、職人気質の夫が一番苦手でやりたくない仕事をさせられていると、かわいそうだなと思いました。

亡くなる1年前の労働時間数は4000時間以上に及び、限界を超えた長時間過重労働を強いられていました。夫は身を粉にして必死の努力で働き、業績は一定回復しましたが、右肩上がりに届かず、社長から連日呼び出されて過度の叱責を受けました。挙句に不本意な異動を言い渡されました。夫は眠れない、食べられないと訴えましたが、仕事量は軽減されず、身も心も壊れてうつ病を発症し2ヶ月後に飛び降り自殺を図りました。

当時は過労自死の認定基準がなく、自死は労災認定されない時代でしたが、このまま泣き寝入りしたのではまじめに働いた夫が浮かばれないと思い、労災認定の壁は高くとも、裁判の道のはたは茨の道であっても、一生懸命働いた夫の生きた証を何としても立てたいと決意しました。無我夢中の10年が過ぎ、真相は解明され、夫の自死は労災認定されました。民事裁判では大阪高裁で会社の謝罪を受け、名誉回復しましたが、夫は二度と生き返ってくることはありません。命を救えなかった悔しさが心の底に刻み込まれています。どうすれば夫は死なずに済んだのかを考え行動していくことが、私の生きていくテーマになりました。

過労死防止法運動は全国から55万人以上の皆様の後押しがあって、国会へ遺族の声を届けることができました。遺族の声を受け止めてくださった超党派議員のご尽力を得て、全会派一致で成立することができました。これからは政府の皆様と手を携え、過労死のない社会づくりを考えていけることに期待をしております。

私達は理不尽に命を奪われた家族の声なきメッセージを伝え、亡くなった命を無駄にせず、生きた証を教訓にして、過労死防止対策に活かしていただけるよう励みます。本日のシンポジウムが過労死のない社会に繋がり、過労死防止法が今ある生命を守る法律になることを願ってやみません。ありがとうございました。



### ③ 体験談：安井敏一

過労死で息子を亡くした親として本当に辛いですが、過労死を亡くするための一助になればと思い発言をさせていただきます。

私の息子は一昨年(2019年)の11月に35歳の働き盛りの若さで突然死をしました。息子は結婚をして家庭も持っていました。普段は元気で明るく優しい性格の息子でした。今、私の妻や息子の妻は、そのショックで未だに一人では遠出ができない状態が続いています。

息子は行政解剖の結果、突発性不整脈による心臓停止と言われる、いわゆる突然死でした。その折、解剖を担当していただいた医師から、最近20代、30代の働き盛りの若者に多発しているということや、その原因に過労による精神的、肉体的ストレスが含まれているということを聞かされました。

まさに息子はこの間そういう状態に置かれていました。息子の勤めていたのは大手住宅会社の営業職でした。入社して5年になっていましたが当時から自宅を7時過ぎに出て会社を出るのは12時前後という1日15時間の長時間労働が常態化していました。また、営業のため1日の車での移動に200キロを超えるということがよくあったと言っていました。その上、販売成績が落ちると会社責任者から成果を上げることを強く求められ、週休の日でもメールで「休むな」という指示が入り、休みもまともに取れない状態でした。死ぬ3ヶ月前に息子と会った時には、笑顔も消えていました。しかし、息子は「この会社の住宅は良いのでお客に勧め甲斐がある。」と言って意欲を持って頑張っていました。それだけに息子の死がやりきれなく胸が痛みます。

昨年、労働基準監督署より労働災害の認定がありましたが、息子はもう二度と戻りません。この間、私達の周りには同じような過労による突然死や自死の事例が多くあるということがわかりました。しかし、殆どは本人責任にされ、泣き寝入りが多いと言っています。最近では、これまで比較的労働時間が守られてきた公務員の職場においても長時間労働による過労死が起こっています。今、働くもの、特に若者はすべての分野において長時間労働が常態化する異常な労働条件のもとに置かれているのではないのでしょうか。

日本の過労死は国連でも大きな問題になっています。働くものの命を奪うことは親や妻、子供、友人など、全ての関係する人々に深い悲しみを与え、家族の生活も奪うこととなります。

現代のように発達した社会において、手塩にかけて育ててきた、愛する子供が、働かされ過ぎによって親より先に命を落とすような悲劇は絶対にあってはなりません。この度、全会一致で過労死等防止対策推進法が成立をし、その具体化が図られようとしています。ここで改めて働くものの命を何よりも大切にするための実効ある具体的対策を講じていただきますよう、強くお願いいたします。私の発言とさせていただきます。誠にありがとうございました。



#### ④ 体験談：内野博子

2002年2月9日、土曜日の早朝、日本最大の自動車メーカーで働いていた夫は、工場の夜間勤務の定時である夜中の1時を3時間以上過ぎた4時半頃、上司と残業中に突然心臓が止まって倒れました。輸出が伸びて残業が増え、休みも取れない状態が半年以上続いて、疲労が蓄積していた中、当日は品質物流課の班長としてトラブル対応等をして、その結果を申し送り帳にまとめていた時でした。突然倒れた夫に上司は気が動転し、何の応急措置もしないまま、工場の私設救急車を呼びにその場を離れました。そしてやってきた救急車は、見た目は立派ですが中身は単なる運搬車でした。脈も取らないまま私設病院へ運ばれた時には夫は心肺停止で、そのまま30歳の若さで亡くなりました。私は1歳と3歳の子どもと遺されて呆然としましたが、「立ち止まったらこの子たちは死んでしまう。」、そういう思いで今日まで必死で生きてきました。

夫は持病もなく、お酒も飲まず優しい人でしたが、忙しくなるにつれて段々笑顔が減り、趣味の時間も減っていた時に倒れました。「仕事が原因で死んだのに違う。その努力を認めてあげないと本当にかわいそう。」そんな思いで労災申請をしました。けれども労基署では不認定・不支給決定になり、審査請求も棄却。信じられませんでした。その後も仕事と子育てをしながら再審査請求をしたり、同時に行政訴訟を進めていくのは本当に大変でした。ようやく名古屋地裁で勝ったのは2007年秋で、国は控訴せずに確定しました。そして、舛添厚生労働大臣にお礼がてら面会をし、労働時間の計算

の問題点を正していただき、正式に労災決定を受けたのは2008年の春、夫が亡くなってから実に6年も経った時でした。

会社では「自主活動」と言われていた「QCサークル」や「創意くふう提案」等の「カイゼン活動」を裁判では「仕事」だと認められたため、会社も社内ルールを一部見直し、社内でのQCサークル活動には賃金を払うようになりました。夫と私の努力がようやく少し報われた気がしました。

けれども過労死はなくなりません。現在私は地元で再び起きてしまった悲しい過労死の事案の相談を3つ受けています。私も含め遺された奥様や子どもたちは、一瞬で全く違う人生を歩むことになってしまいました。どうにか事前に防げないのでしょうか。そんな思いで、3年前から過労死防止法の成立のため、院内集会に参加したり、地元でできることをしてきました。ママ友たちに過労死遺族であることをカミングアウトして署名を集めました。地元の議員に何度も話をした結果、超党派の議員連盟に入ってくださいました。安城市議の方々にも説明をし、国への意見書を全会一致で出させていただきました。ですから、「過労死防止法案」が参議院本会議で可決された瞬間、夫の指輪に触れながら傍聴席から見ていましたが、中学生と高校生になった息子と娘を思い出し、「ああ、子どもたちの明るい未来に繋がる法律ができた。」という嬉しい思いで涙が溢れてきました。

企業は利益を追求するための働き方を求めますが、人間はロボットや歯車ではありません。ハンドルに遊びがあるように人間にもゆとりや遊びが必要で、それがないと健康的に生きられず心身を壊します。人間の生理活動に反する夜間勤務も、できる限りなくして欲しいです。過労死大国日本から脱して、心身ともに健康でハッピーな国になれるよう、そして子どもたちが安心して働ける明るい未来に繋がるよう、この法律のもと一人ひとりが意識できるように、私も声を上げ続けていきたいです。ありがとうございました。



⑤ 体験談：古川美恵子

過労死等防止対策推進、実効性あるものに

飲食店の店長をしていた息子が2010年11月、24歳という若さで自ら命を絶ちました。突然のことで驚きとショック、なんとも言われぬ恐怖は今でも鮮明に記憶しております。

私達は息子が亡くなる理由がわからず、社長や上司に説明を聞きに行きましたが、納得行く答えは得られませんでした。ただ、あまり休日もなく過重労働をしていたようなので、過労死ではないかと疑い、会社側の緘口令が出された中、精神的に大変でしたがなんとか証拠を集めました。長時間過重労働と上司からのパワハラを受けていることを突き止め、2011年5月、労災申請を出し翌年3月末日付で長時間労働と上司のパワハラが原因だと認められ労災認定されました。

息子は夜もないような繁華街で、競合店がひしめき合う中、成果主義の会社と上司のパワハラの狭間で人件費を少しでも抑え、売上を上げるため、自分が身を粉にして働かなければならない状況に追い込まれていました。上司のパワハラを受けながら、朝から深夜、時には朝方近くまで時間外労働を強いられていたのです。しかも亡くなる前、半年間の間とれた休日は2日間、残業時間に至っては多い月で227時間、少ない月でも160時間働いています。これは過労死ライン80時間の倍以上の労働時間数です。これはもう異常としか言いようがありません。毎日、売上や従業員たちの労働時間数など本部に報告していますので、当然会社や社長は把握できていたはずですが、しかしながら何の策も講じず、奴隷のような扱いをし、尊い命が蔑ろにされた結果、睡眠時間も減り、体調を崩し、精神疾患の病を発症し、自死してしまいました。実際、こんなひどい過重労働の実態があるのです。個人ではどうすることもできません。

我が子を喪うことは大変に苦しく辛いです。息子に対し、助けることができなかった自責の念と、息子に会いたくても会えないことが何よりも辛いです。それと私たち夫婦の未来や希望までも奪われてしまったことです。私達のような辛い思いをする人たちが増えないようにと願い、遺族は声を上げ、過労死・過労自死は他人ごとではないのだと訴え、署名活動や院内集会など開いて活動してまいりました。小さな声が徐々に大きくなり、議員さんたちも賛同し、今年6月に過労死等防止対策推進法が成立したことは大変嬉しく思います。

しかし、これはあくまでもゼロ地点に立っただけで、実効性あるものにするにはこれからが大変だと思います。昨今この厳しい労働環境のもと、若者の過労自死が増えています。企業の生き残りも必要だと思いますが、まずは

命を一番に扱われる社会になってもらいたいですし、過労死・過労自死のない社会になることを切に願っています。ありがとうございました。



#### ⑥ 体験談：西垣迪世

私のたった1人の息子は2006年27歳で過労死いたしました。神奈川の大手電機メーカー、IT関連子会社にシステムエンジニアとして入社2年目、日本初の地上デジタル放送システム開発プロジェクトに加わり、長時間過重労働が始まりました。

1ヶ月の時間外労働が150時間を超え、時間外労働月平均は97時間。朝9時から翌朝の8時半まで、30分休憩して更にその日の9時から晩10時まで、ほぼ37時間連続勤務の日すらありました。月の半分は夜中の0時を超えていた月もあったのです。

終電が過ぎても遠い寮にまでは帰宅できず、会社の机に突っ伏して朝を迎えたのに、その中、上司だけがタクシーで帰宅したそうです。息子たち若い社員は人間扱いされていなかったのです。

更に情報処理の高度な技術を持っていたため、即戦力として重い責任を負わされていました。それなのに徹夜して仕上げたプログラムが朝になるとゼロからのやり直しを命じられる、仕様変更の連続で、何のために徹夜して働いたのかわからない強いストレスの中、日々納期に追われていました。会議机に肘がぶつかるほどつめ込まれた状態での連日の徹夜作業で、職場の二酸化炭素は基準値をオーバーしていたそうです。

息子はうつ病を発症し、休職・復職を繰り返しましたが、完治していないのに再び朝までの勤務や達成不可能なノルマを課せられ、更に体調が悪化する中、治療薬を過量服用して亡くなりました。

自死か事故死かは不明ですが、遺されたブログには「働き過ぎです」、「日本人ってどうしてこんなに働くのでしょうか」、「このまま生きていくことは死ぬより辛い」とありました。人生これからという時に懸命に働いた息子は、なぜ命を奪われなければならなかったのでしょうか。多くの友との大切な時間を過ごしていた息子でしたのに。

懸命に育てた母の老後に、愛する息子はおりません。明けない夜はないと言いますが、その朝に息子がいない、この母の痛みはいったい何を以って償われるのでしょうか。労災認定され、企業と和解しましても、到底癒えるものではありません。

この少子化社会、求人難の中、これ以上貴重な若者を使い捨てしてはなりません。この国の未来が失われます。

この国に過労死防止法を求めて3年余り、各地で署名を訴え、意見書採択をお願いし、議員さんに要請を続けて参りました。過労死等防止対策推進法がこの国の隅々にまで届き、若者が守られ、働くことによって命を落とすことのない社会、働くものも、経営者も、共に栄える社会になりますように。私も微力ながら引き続き働いてまいります。皆様どうぞ一緒に、この国の働き方を変えてまいりましょう。どうもありがとうございました。



⑦ 体験談：尾崎正典

子供の成長は教諭の喜びでした。

私の姉は平成12年小学校教諭で過労自死しました。平成21年10月最高裁において災害基金側の上告棄却により結審し、教諭の自死が公務による災害であることが確定しました。

姉は20年普通学級の教師をした後、養護教育の重要性に目を開き、その教育の成果に多くの喜びを、児童の家族とともに強く感じておりました。2年目の養護担任の年度終わりの1月から2月にかけて、養護学校相当の施設に法的措置、家庭での養育問題で家庭から離し、施設で養育中の児童を家庭に戻すこと及び地元の養護学級に入学が可能かを試す体験入学が行われました。福祉事務所、教育委員会、校長は、児童の入学が無理であるということを証明するために体験入学を計画実行しました。元から破綻を予想したとおり、在籍児童共に混乱と危険な状態になりました。中止すべき状態が続き、混乱は頂点に達し、学級は破壊状態になりました。

姉は在籍児童を守るため懸命でした。なぜなら自閉症の児童は混乱の結果、大きな危険が予想されたからです。姉は1年間大切に育んできた在籍児童が混乱し、積み上げてきた指導の内容の破壊を目にしました。元々体験児童は在籍児童を長くいじめたことがあり、誰が怪我をしてもおかしくありませんでした。2週間が過ぎ、親が入学希望が無理であるということを理解して取り下げました。破綻を予想してそのために始めた体験入学が終わりました。親に無理だと説得するために学級は破壊されました。それだけでなく、姉はうつ状態になり、8月に闘病の末「苦しい、苦しい」と書き残し、自死いたしました。災害基金は教育委員会等の危険な企画を隠ぺいするため、最高裁まで争いました。10年後、事実を示した私達が勝ちました。

文書の提出枚数は2000枚を超えました。子供の成長は教諭の喜びでした。多くの本を読み、指導を研究し、熱心でした。回避することはできませんでした。しかし無理やり危険を予想されながら実施して発生してしまいました。大変残念な事件です。人の精神に重大に影響を与える過労災害の危険はごく身近にあると知りました。叱責や恐怖、驚き、子供を守りたい教諭にも子供の辛さと同じ恐怖を心に残すようです。災害の発生で見逃してはならないのは、精神へのダメージであり、精神への危険な行為の理解と対策ではないでしょうか。ごく身近にあるこのような危険をお互いに理解して、相手に与えないようにすること、または少なくする工夫が求められます。災害に相乗作用のある長時間労働は形式ではなく明確で正確な評価方法で危険を回避されることが、安全には不可欠であると考えます。それからもうひとつ、安全について考える時、仕事への没入を回避することです。

過労死防止法の対策は必ず実効性あるものになると確信いたします。ありがとうございました。



#### ⑧ 体験談：中野淑子

私の夫は公立中学校の教員でしたが、1987年、12月の22日、2学期末の最も多忙な時期に学校内でくも膜下出血を発症し、昏睡状態のまま、翌年の1月1日の未明、息を引き取りました。享年52歳でした。私も同僚もこれは過労による死だと確信しまして、地方公務員災害補償基金に公務災害申請をしました。

しかし2年後に公務外と認定されました。主な理由は、「家でやった仕事は校長が命令したものではないから公務ではない。」と。そして更に「家でやる仕事はリラックスしていたであろうからストレスはないはずだ。」ということでした。これは、全国の教師の怒りに油を注ぐ結果となりました。なぜなら家への持ち帰り残業は学校では到底終わらないからで、いちいち校長に命令されてやるわけではないのです。審査請求をして6回の口頭陳述や現場検証の結果、5年弱でやっと認定されたわけですが、これは、当時教員の家への持ち帰り残業が認められた画期的なことだと聞いております。

持ち帰り残業の主な仕事は、マンモス校における3年生の進路指導資料、学期末の成績処理などを、自宅のパソコンで処理したことです。2学期末の12月、進路選択を控えて担任は寝る暇もないほど忙しく、そこで夫が担任に代わって事務的な仕事をしてあげていました。加えて新任校は英語の教科担当と校務主任、その他で校務分掌が非常に多く、「こんなに仕事が多くては死んでしまうよ。でも、1年間は我慢するか。」と困惑した面持ちで話していましたが、赴任9ヶ月で現実になってしまったわけです。

発症する直前には疲れ果てて娘に手を引っ張られてやっと起き、朝食も取らず出勤する有り様、普段、愚痴などこぼさない夫が、「登校拒否の生徒の気持ちがわかるなあ」と漏らしてぐったり椅子に崩れ込むことが多くなりました。「あと2日間頑張れば冬休みだ、自分を励ましていくか。」と言って家を出て、学校ではなくあの世に行ってしまったわけです。

こんなに不条理なことがあるのでしょうか。生徒のため、教育のためにと、愛と情熱とを燃やして、頑張った代償が過労死なんて理不尽過ぎます。命の尊さを教える教師が過労死なんぞするということがないように、私は主に公務災害の方で26年間頑張ってきましたが、いつも「ごまめの歯ざしり」のような虚しい思いをしてきました。この度、多くの方々の願いとご援助とが実り、悲願の過労死等防止対策推進法が制定され、やっとスタート地点に立った思いで、長い道のりを振り返り、本当に感無量です。

今後はこの法律に魂を入れ、本当に過労死のない社会を目指して、機能させていかねばなりません。広く皆様方のご支援を賜りますよう、お願いをするとともに、私も微力ながら頑張っています。どうぞ今後とも宜しくお願い申し上げます。ありがとうございました。



## ⑨ 体験談：中原のり子

私の夫、中原利郎は都内の民間病院に勤務する小児科医師でした。16年前の1999年8月16日、勤務先の病院から真新しい白衣に着替えて身を投げました。享年44歳でした。

19年間自分自身小児科医は天職だと言いながら、懸命に働きました。周囲からの信頼も厚く、「聖人君子という言葉は中原先生のためにあるのですね。」と評されるような人物でした。地域の子供達のサッカーのボランティアコーチを務めるなど、地域にも貢献していました。

そんな彼が小児科部長代行に就任したのは亡くなる半年前のことでした。就任後、小児科医師の退職が相次ぎ、6人いた小児科医が3人に半減した結果、当直を含む勤務の負担が増えました。医師不足で後任の医師を探しましたが、補充は難しく、当直は月に8回にも上る月もありました。当直後は憔悴しきった身体を引きずるようにして帰宅。血圧が上昇し痛風の発作も頻発し、ぐったりと横たわる姿が今も目に浮かびます。温厚な夫が過労のあまり感情のコントロールを失っていくのと同時に、私自身も精神不安定になっていきました。

しかし予想もしない最後の夫の姿に直面し、彼が書き残した「少子化と経営効率のはざままで」の文章を読んだ時、これが夫の苦悩の原点であるならば、その内容を社会に訴え、改善を図ること、それが自分の使命と考えました。

長い年月をかけて労災認定を勝ち取り、長時間過重労働の実態を証明しました。しかし驚いたことに16年前もそして今もなお、医師の当直には労働性がありません。国民の健康と命を守るのが医者であるにも関わらず、彼らを守る法律がないのです。そうであるならば私が法律を作ろうと決意しました。足掛け4年、国会議員に遺族の声を届け、議員や社会に理解を求める活動に専念しました。そこでわかったことは過労死があらゆる分野、あらゆる職業に浸透し続けているこの現実を目を覆うばかりです。多くの国民が過労死は明日は我が身、と恐れるこの現状を改善するには、国民を守る国の責務を果たす法律の制定が急務でした。

この度ようやく法律化した過労死等防止対策推進法に実効性をもたせるのが今後の課題です。

最近私は心を打たれた詩に出会いました。かつてアメリカ合衆国で人種差別撤廃に尽力したマーチン・ルーサー・キング・ジュニア牧師が、私には夢がある、という演説を行いました。過労死問題に置き換えてお伝えいたします。

友よ、今日は皆さんに申し上げたい、今日も明日もいろいろな困難や挫折に直面しているが、それでもなお、私には夢がある。いつの日かこの国が立ち上がり、この社会から過労死がなくなり、もう誰にもこの苦しみを繰り返させない、その日まで皆さんと一緒に手をつないで行動し

よう。夫のように仕事で力尽き、社会に絶望して自ら命を絶つ者がなくなるような社会をつくろう。

アイ・ハブ・ア・ドリーム。

想いを申し上げる機会をいただいたことに心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。



⑩ 体験談結びの言葉：中野淑子

以上で遺族の発言を終わりますが、今回、厚労省主催のもとにこのようなシンポジウムを開催していただき、多くの皆様の前で私達の想いを聞いていただけましたことを、大変嬉しく思います。今回話したのはほんの一部に過ぎず、背後に数多くの痛ましい事実があることに思いを馳せていただきまして、この集会を機に過労死防止に関心を持っていただき、過労死等防止対策推進法を血の通ったものにしていただけますよう、皆様のご支援とご尽力を宜しくお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

【閉会】

(別紙 基調講演配布資料)

2014年11月14日シンポジウム基調講演

## 「過労死の過去と現在」

川 人 博

- 1 世界遺産ブームのなかで  
重要なことが忘れられていないだろうか？  
明治・大正・昭和初期の職場と働く者の健康
- 2 戦後経済成長と長時間労働システム  
「過労死110番」のスタート  
働く者の自殺の激増  
若者と女性の過労死
- 3 過労死等防止対策推進法の歴史的意義  
過労死を防止することは国の責務  
啓発活動 健康第一の思想の定着を  
学校教育の大切さ
- 4 健康経営の推進を  
CSR（企業の社会的責任）と従業員の健康  
健康な職場なくして、健全な経営はできない  
過労死防止は、日本経済健全化の鍵でもある
- 5 健康を守るために必要な労働時間の規制を  
インターバル規制導入の検討
- 6 ビルマの堅琴  
被災者の社会的埋葬を

ご家族のお話を聞き、過労死のない社会づくりへの第一歩を

### \*講演の主な参考資料

- ・NHK『特集ドキュメンタリー ある湖の物語』（1969年）
- ・神津良子著『「母の家」の記録』（郷土出版社・2005年）
- ・映画『ビルマの堅琴』（日活・1956年作品）
- ・川人博著『過労自殺第二版』（岩波新書・2014年） 歴史については第2章参照